

## いしかわ

57

2014 Winter

## NPOのニュース

特集

座談会

NPOの「これまで」と「これから」

## ●いしかわのNPO

- ◆poco a poco(ぽこあぽこ)
- ◆NPO法人ささえる絆ネットワーク北陸

## ●インフォメーション

- ◆助成金・表彰情報



## 活動計算書への移行はお済みですか？

平成24年(2012年)4月1日から特定非営利活動促進法(通称NPO法)が一部改正、施行され、現在は「収支計算書」と「活動計算書」のどちらを提出してもよいとされていますが、将来的には「活動計算書」による提出が求められます。来年度の総会に向けて変更を検討してください。

## 【主な変更点①】

「収支計算書」では、かかった費用を「××事業費」として事業別に表示していましたが、「活動計算書」では、人件費とその他経費に分けて支出の形態別に表示します。

## 【主な変更点②】

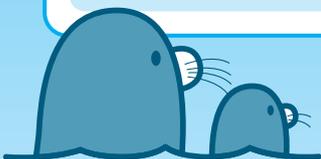
「計算書類の注記」をつけることが必要になりました。注記には重要な会計方針や事業別損益の内訳、ボランティアによる役務の提供など必要に応じて記載します。

○「収支計算書」から「活動計算書」へ移行を検討されている方は、NPO法人会計基準普及支援サイトからダウンロードできる様式や、質問掲示板を利用すると便利です。また、NPOニュース50号でも、移行について紹介していますので、こちらもご覧ください。

【NPO法人会計基準普及支援サイト】  
<http://www.npokaikeikijun.jp/>

みんなで使おう！NPO法人会計基

検索



「あいむ」は石川県NPO活動支援センターの愛称です。「あいむ」にちなみ、「i」と「m」という文字と、石川県の「石」の文字が、拳をあげて自らの意思を持って行動する市民をイメージしています。

## 座談会

## NPOの「これまで」と「これから」

平成10年にNPO法が施行され「NPO」という言葉が少しずつ身の回りに浸透し、今日NPOは様々な分野で活躍するようになってきました。今回の特集ではNPOニュース編集部がNPOの「これまで」を振り返るとともに、「これから」どのようになっているのかについて考えます。

これまで



## 座談会メンバー

- 森山 奈美(いしかわ地域づくり協会コーディネーター)  
 青海 康男(NPO法人i-ねっと 事務局長)  
 久保 信二郎(NPO法人こまつNPOセンター 代表理事)  
 西村 貴之(金沢大学 特任助教)



## Q1 NPOの「これまで」を振り返り、現状をどのように感じられますか？

森山： 地域づくりの分野では、都市から地方への移住が大きなテーマとなってきています。東京へ引っ越しても何も言われないけど、能登に引っ越して新しくお店を開くと、住民が増えるだけではなく、雇用やコミュニティが生まれ、地域が元気になります。その流れを作っているのは「組織」というよりは、影響力を持った面白い「人」です。大上段に構えていなくても、自分のできることを社会に開くことで、よい未来をつくっていける。社会貢献の担い手は、NPOのOrganization=組織だけではなく、個人にも広がっているようです。

青海： たしかに社会に貢献する姿は、何もボランティア団体や市民活動などNPO活動だけではなく、学生や若者たちの生活スタイルの中や、企業活動の中にも、当たり前のようにみられるよ

うになってきました。そのためNPO法が誕生した16年前のように単純な非営利セクター論では論じることができなくなっています。多様な人々の多様な当事者意識によって生み出される活動の方が、組織の維持に手一杯になっているNPO法人の活動よりも魅力的に感じられる時代になったと思います。

久保： 社会貢献の担い手ということであれば、「一般社団法人」も最近増えてきています。先日、私の居るこまつNPOセンターでも、「一般社団法人」についての相談を受けました。相談内容はNPO法人に関することも含まれていたのですが、最初から「一般社団法人」の設立をめざす人は相談に来ません。「NPOセンター」という名称が対象者をNPO限定だと勘違いさせているようです。

どちらも社会貢献というベクトルは同じであり、もっと社会貢献活動に関わる人々を増やしたいので、この現状に歯がゆさを感じています。ただ一般社団法人は活動内容の把握が難しく実態がつかめないのが問題です。

西村：「社会貢献、社会的課題解決=NPOだけ」ではなくなってきています。企業や一般社団法人、個人など様々な主体がそれぞれの特性を生かして活動しています。

### 法人数

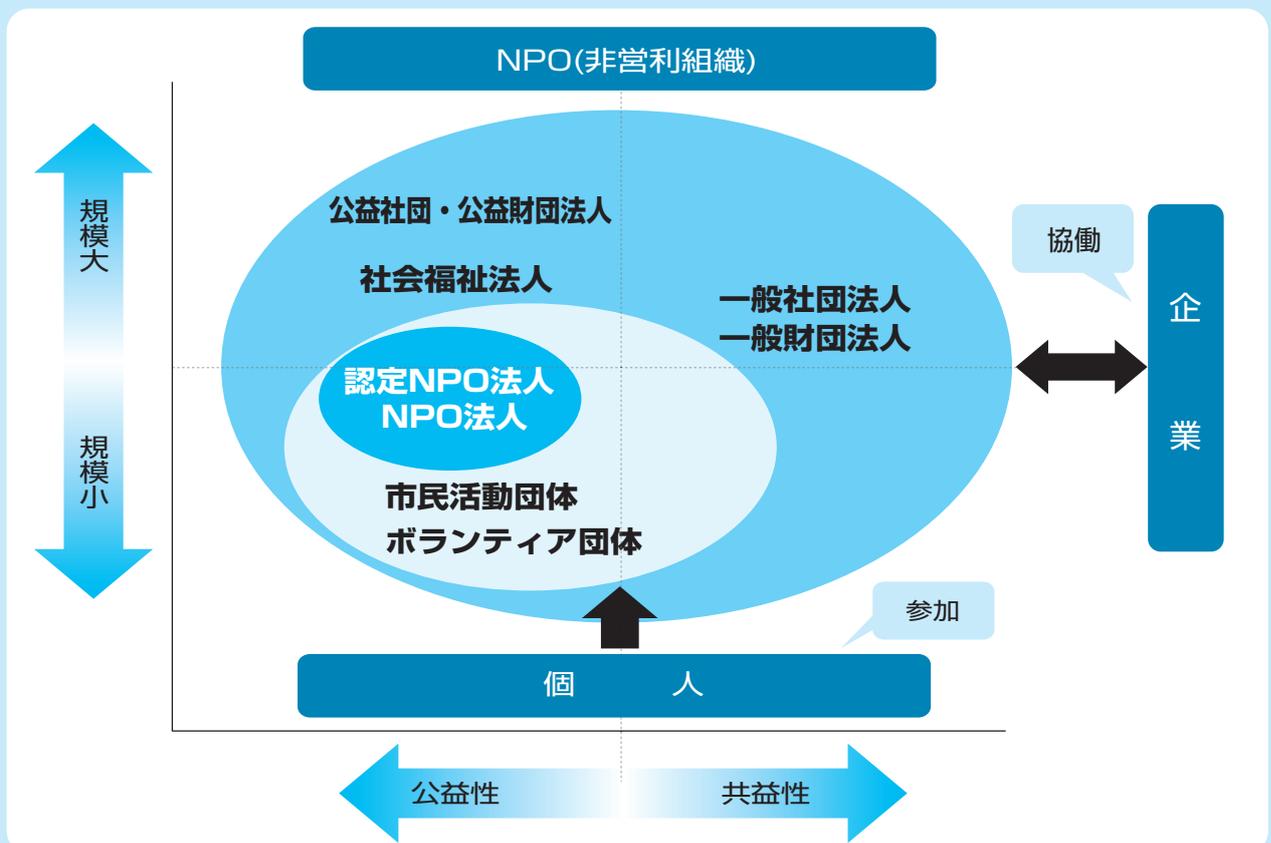
一般社団法人数：23, 218 (H25/4)  
NPO法人数：51, 217 (H26/10)

(注) 一般社団法人はNOPDASホームページより、NPO法人数は内閣府「NPO法人ポータルサイト」より引用

### 特性と現状

NPO	NPO法が施行されて16年が経過し、様々な場面で浸透しているが、社会貢献のニーズが多様化しているため、共感を広げられないNPOは淘汰される可能性がある。
企業	事業収益の余りを寄付金として拠出する形から、本業と社会貢献の相乗効果のある仕組みをデザインする企業が増えてきている。
一般社団法人	公益的な活動だけに限定されず、自由な目的で設立できることから、近年、非常に数が増えてきている。
個人	若い世代を中心に社会貢献をしたいと考える人が増えており、専門知識やスキル、ネットワークを活かして個人が課題解決に取り組むようになっている。

## 相関図



## Q2 NPOの「これから」はどうなっていくと思いますか？ また「これから」の10年後の社会をよいものにする上で 大切なことは、何だと思いますか？



森山：公共の担い手として、NPOの存在価値が厳しく問われてくると思います。良い意味で淘汰されるでしょうね。ますます価値観が多様化し、何がよいことなのかという基準さえ、揺らいできています。だからこそ、それぞれのNPOが目指している社会像に対してもっと共感を広げていくことが求められると思います。いつの時代にも未来をつくるためには、「人財育成」が不可欠です。10年後の社会をよいものにするためには、10年後に社会を中心的に担う人たちを育てる。能登留学<sup>ま</sup>は、彼らが30歳くらいになったときに、その中の数人でも、能登の課題を解決する担い手になっていたらいいな、と思ってやっています。

能登留学とは、能登の企業経営者の下で行う長期実践型インターンシップ

青海：NPO法人は自然淘汰され、行政や企業でもできない隙間課題の解決に奔走するNPOが生き残っていくと思います。またソーシャルなスタイル(社会貢献を考慮した形)で起業する個人も増えるとは思いますが、公的な契約は団体・組織として結ぶ必要があるため、契約の必要な事業をする場合はNPOであれ社団であれ株式会社であれ、何らかの組織を選択するでしょう。

久保：これからも増々社会貢献を志向する人は増え続けると思います。またそれはNPO・一般社団・個人・社会貢献型事業者などに留まらず、もっと多様な形態で生まれてくるでしょう。いずれにしても課題解決が出来るだけの力量を

持ち得ることが大切であり、私たち支援センターもその部分に対応して事業運営することが大切だと感じています。

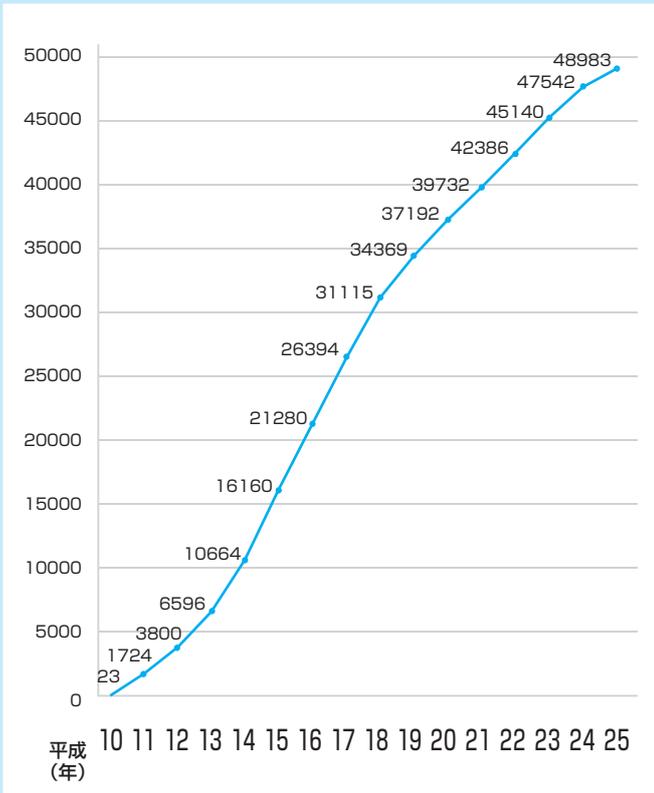
10年後に向けて、課題解決に向けたアプローチを対症療法的と根本療法的な方法2通りをバランスよく同時に進めることが肝要だと思います。

西村：近年、「誰かの役に立ちたい」、「社会に貢献したい」というマインドを持った若者が増えていると感じます。社会的課題を「誰かの」課題ではなく「自分の」課題として捉えようとする価値観は確実に広がりを見せています。今後そのような価値観が定着するためには、「ピュアな」思いを持ちながら、「シビアな」マネジメントで、持続可能なNPO経営を行うことの出来る「人」の育成が重要だと考えます。そのためには教育、雇用、身分保障を含めた一体的なしくみづくりが必要となるでしょう。

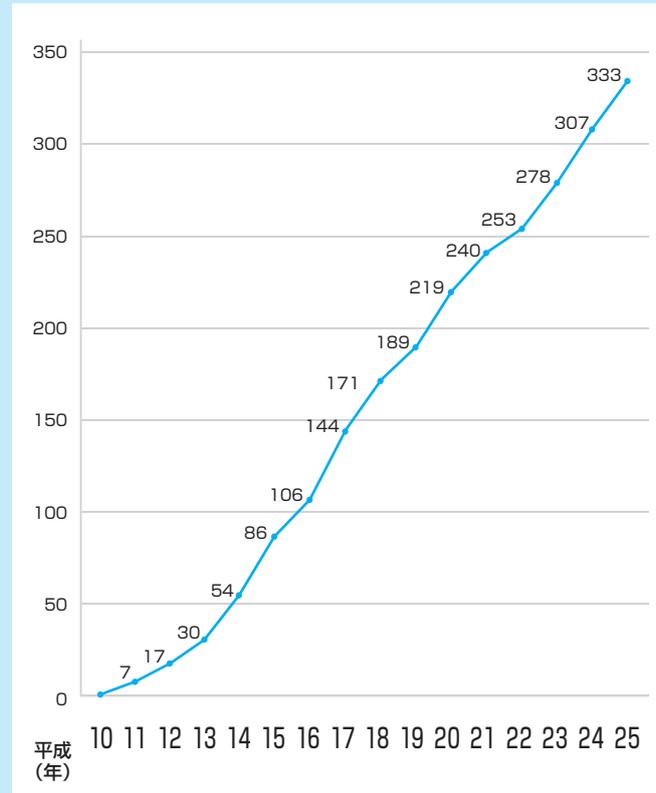
青海：日本の市民活動は「特定非営利活動促進法(NPO法)」の影響を受けてNon-Profit-Organization=非営利組織]の部分が強調整られ、個人やNPO以外の組織との間に壁があるような誤解が生まれました。もしこの法律の名称が「市民活動促進法」であり、「市民=よりよい社会の実現のために自ら行動する人」という部分が強調されていれば世の中は大きく変わっていたと思います。これからの10年後の社会のキーワードは、この「市民性」という価値の社会挑戦かと思います。

## NPO法人数の推移

全国



石川



## 特定非営利活動法人制度をめぐる経緯

平成 7年	1月17日	阪神・淡路大震災発生
平成 8年	12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出（議員立法）以後、継続審議
平成 10年	3月19日	<b>「特定非営利活動促進法」（以下、NPO法）が全会一致で成立</b> （同年12月1日施行）
平成 11年	8月5日	<b>超党派のNPO議員連盟が発足</b>
平成 13年	10月1日	<b>認定NPO法人制度（以下、認定制度）の創設</b> ・認定特定非営利活動法人へ寄附金について所得控除を導入 （平成13年度税制改正）
平成 23年	6月15日	<b>改正NPO法が全会一致で成立（平成24年4月1日施行）</b> ・認定制度の見直し（仮認定制度の導入等） ・NPO法人の認証・認定事務を地方自治体に一元化等
	6月30日	<b>認定NPO法人の税制上の優遇措置の拡充、認定基準の緩和</b> ・認定NPO法人等への寄附金について、 <b>税金控除も選択可能</b> ・PST基準（パブリック・サポート・テスト）の緩和 （平成23年度税制改正）



## poco a poco(ぽこあぽこ)

代 表:角田 主枝

電 話:090-2031-9721

メール:poco2012515@gmail.com

HP :<http://www.facebook.com/pocoapoco2012psh>

ブログ:<http://pocoapoco515.blog.fc2.com/>

### 活動のきっかけ 「一人じゃない子育てを」

何もかも初めてづくしの子育ては、それだけでも不安になりやすいもの。そんな時に、想いを共有出来る相手がいるのといわないのでは、その後の子育てに対する想いが全く違ってきます。一人目の子どもを育てる母親の居場所。そんな空間づくりを目指し、2012年6月金沢海みらい図書館にボランティア団体として登録しました。現在実働6名(在籍10名)のスタッフメンバーで毎月1回「リズムとえほんの会【ぽこあぽこ】」を開催継続中です。



金沢市協働のまちづくりチャレンジ事業  
「女性のための護身術 Wen-Do体験」

### 活 動 内 容 「人と音と心をつなげて」

母親の笑顔が子どもの笑顔につながるようにと、概ね70~80分間のメニューは子どもだけではなく、大人自身も楽しめるよう工夫しています。対象は未就園児と保護者。一人で遊びに来て大丈夫。人と繋がるコミュニケーションゲームで誰かと話すきっかけを作っています。パラバルーンや大型絵本など親子で楽しむ時間も、開放感たっぷりの交流ホールはとにかく広いので、歩き始めのお子さまが「歩きたい」気持ちを存分に味わうことも出来ます♪出入り自由で予約も必要ありません。お子さまと一緒に楽しんでもらえたら嬉しいです。



金沢海みらい図書館3周年記念スペシャル

### 今 後 の 展 望 「『場』をつなぐ」

昨年度は金沢市協働のまちづくりチャレンジ事業の採択団体として活動させて頂き、「自己肯定感」を育むことをテーマに各分野から講師をお招きしたり、親子試写会を開催しました。今年度は設立3年目。参加者として遊びに来てくれていた方が、お子さまの入園をきっかけに、スタッフとして活動してくれています。人の想いが繋がるご縁に感謝しつつ、これからも一人一人の心の居場所として存続していけるよう、『場』を通して共に成長していきたいです。



毎回人気のパラバルーン遊び

### 読者へのメッセージ 「一人でもぽこあぽこに遊びに来てください♪」

十人十色、それぞれの想いや生活スタイルがあると思います。「ワタシ」の存在がそのまま誰かの「チカラ」になることだってあるのです。人は誰も見えない「チカラ」を持っている。小さな子どもを連れていても、気兼ねなく楽しめる場所として、居心地良く過ごしてほしい。今の私たちは、次のステップを踏むための充電期間。一人じゃない子育てを一緒にひろめてみませんか？

## NPO法人 ささえる絆ネットワーク北陸

### 活動のはじまり、目的

NPO法人ささえる絆ネットワーク北陸の設立は平成26年ですが、任意団体としての社会活動は平成15年から行っています。この頃、消費者金融被害が全国的に大きな問題となっており、多くの方々が「返済不可能な高金利」「過剰与信」「過酷な取り立て」により、自殺に追い込まれ、自己破産を余儀なくされていました。翌平成16年には自己破産申立が全国でついに20万件を超えるという非常事態となり、年々深刻度の増すサラ金被害に対処するべく、司法書士、弁護士、高金利被害者が集まって平成15年の4月に当会の前身である「北陸、クレ・サラ、ヤミ金・商工ローン対策会議」を立ち上げたのです。我々は全国に先駆けて「高金利引き下げを求める決議」を各市議会や県議会に採択して頂くなど、全国の有志と共に積極的に問題解決に向けた活動を続け、その成果として平成18年12月国会において、消費者側の主張を取り入れた改正貸金業法が成立するに至りました。

これにより高金利被害は減少を見せたものの、その背景にある貧困やそれに伴う自殺、生活保護等の社会問題は依然大きな課題として残ることとなり、私どもは多重債務の枠を超え、これらの問題に組織的に取り組むべく、NPO法人ささえる絆ネットワーク北陸を設立したのです。

### 活動内容

当会は、毎月1回火曜日に近江町いちば館で、生活困窮者のための多重債務生活再建無料相談会を実施しています。また、電話相談事業として厚労省の支援を受け

全国的に行われている寄り添いホットライン (<http://279338.jp/>)にも参加しています。自殺を防ぐゲートキーパーとしての活動や生活保護の同行支援活動も随時行っています。

### 今後の展望

現代の日本においては、社会的リスク(お金や仕事が無くなるなど)によって、人々が社会から切り離されてしまう「社会的排除」が深刻になっています。当会は今後も北陸の地において「貧困」や「社会的排除」「社会的孤立」をなくすために活動していきたいと考えています。当会の活動に関心がある方は是非ご参加頂きますようお願い申し上げます。



#### ■データ■

### ささえる絆ネットワーク北陸

〒921-8013 石川県金沢市新神田四丁目4番6号

電話:076-291-2090

FAX:076-291-4761

## 助成金・表彰情報

### ボランティアに関する講習会等助成事業

- **助成対象事業**
  1. 県内のボランティアグループ等が主催するもの。
  2. ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの。
  3. 10人以上の参加者が見込まれるもの。
  4. 参加者から参加費を徴収しないもの。徴収するものであっても、その金額が必要最小限と認められるもの。
  5. 政治活動や宗教活動を目的としないもの。
  6. 不当な参加資格を設けていないもの。
  7. この助成事業について他の団体等からの助成を受けていないもの。
- **助成対象経費** 講習会等において指導等を行う外部講師の謝金及び交通費とし、助成金の総額は5万円以内(年度内1回限り)

#### 【お問い合わせ】

(公財) 石川県県民ボランティアセンター  
 〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階  
 TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559  
 ☆詳細はこちら⇒ <http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/koushu.htm>

### あいむでWi-Fi (無線LAN) が使えるようになりました！

石川県 NPO 活動支援センター あいむでは12月より利用者向けに無料のインターネット接続サービス「FREESpot」を開始しました。

【利用方法】インターネット接続には、「ゲスト方式」と「メール認証方式」の2通りがあります。

〈ゲスト方式で利用の場合〉

認証の有効期間は、10分間です。10分経過時または、再接続時は、再度認証が必要です。再度ゲスト方式で使用するには、前回利用時から3時間経過しないと利用できません。

〈メール認証方式で利用の場合〉

メール認証方式では、メールアドレスを入力していただきます。送信されたパスワードを入力することで認証されます。認証の有効期限は最大6ヶ月です。



### パネル展示コーナーで日ごろの活動をアピールしてみませんか？

石川県NPO活動支援センター あいむ内に、ボランティア活動を行っているみなさんの活動内容をパネルやポスター、写真などで紹介する『パネル展示コーナー』を設けました。

【利用できる方】 県内で活躍されているNPO・ボランティア団体

【展示期間】 原則2週間 (各団体で展示作業を行ってください。)

【展示内容】 NPO・ボランティア活動の広報及び周知に関する内容のもの

【パネルの利用】 あいむにあるパネルを最大5枚まで利用することができます。

☆パネルの大きさ：A1サイズ 594mm×841mm

#### 【お問い合わせ】

石川県 NPO 活動支援センター あいむ  
 〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階  
 TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559  
 E-mail : npo@pref.ishikawa.lg.jp